



消費者庁イラスト



【事例1】携帯に「登録料金が未納です。連絡なき場合、法的手続きに移行します」とSMSが届いたが、身に覚えがない。

【事例2】スマートフォンに「荷物のお届けにあがりましたが、不在の為持ち帰りました。ご確認ください」とURL付きのSMSが届き、アクセスしたら身に覚えのない請求をされた。

※SMSとは、スマートフォンや携帯の電話番号を宛先にしてメッセージを送るサービス

実在する通販業者や宅配業者を騙るSMSにご注意！

ここが重要ベニ！！



●実在する事業者を装い、「法的手続きを取る」と、不安を煽り消費者からの連絡を求めるような架空請求メッセージや、巧みに偽サイトに誘導させようとするメッセージが送られてきたという相談が寄せられています。

- 特に宅配便の不在通知を装うSMSは、URLをタップしやすく危険です。これは、フィッシング詐欺の手口です。
- 偽サイトでは、IDやパスワードなどの個人情報を入力させたり、不正なアプリをダウンロードさせたりする場合があります。
- 心当たりのない不審なSMSが届いても、相手には絶対に連絡しないでください。URLはタップしないでください。
- 心配なときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン 188